

(様式)

消費者庁消費者教育・地方協力課 法制検討担当 宛

件名：消費者安全法の改正に伴う関係内閣府令(案)及びガイドライン(案)に関する意見

氏名	はしもと ともこ 橋本 智子
住所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
所属	いっばんしゃだんほうじん ほっかいどうしょうひしゃきょうかい 一般社団法人 北海道消費者協会 会長
電話番号	011-221-4217
電子メールアドレス	do@syouhisya.or.jp
意見	<p>「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン(案)」</p> <p>【1】指定消費生活相談員について 該当箇所：指定消費生活相談員の指定、役割、具体的な活動についての考え方(法第10条の4) P21</p> <p>①・法第10条の4では、指定消費生活相談員の役割は市町村による消費生活相談の事務の実施に関し援助を行うため、都道府県の消費生活相談員の中から、経験に裏打ちされた高度な知識及び技術に基づき助言や協力を行うこと等を職務とする者として、指定消費生活相談員を指定するよう努めることとしている。</p> <p>・指定消費生活相談員の指定は、試験に合格し、かつ規則で定める消費生活相談員としての実務の経験を有する都道府県の消費生活相談員の中から、都道府県知事が指定することとしている。</p> <p>・それに基づきガイドライン(案)では、指定消費生活相談員が行う任務として、消費者被害の傾向や対応策をまとめ市町村の消費生活相談員に情報提供すること、指定消費生活相談員が市町村を巡回する等、市町村の消費生活相談員からの質問や相談に応じて助言をすることとしている。</p> <p>②・しかし、ガイドライン(案)に基づく指定消費生活相談員の任務は、消費者安全法の第8条第1項～第4項において、概ね規定されている。北海道においては、既に経験に裏打ちされた知識及び技術に基づき市町村の消費生活相談員等からの質問や相談に応じたり情報提供を行っており、指定消費生活相談員のための試験を画一的に受けなければならない必要性は希薄であると言わざるを得ない。</p>

<p style="text-align: center;">意 見</p>	<p>・さらに、今回の指定消費生活相談員制度の創設が、都道府県における消費生活相談員のレベルアップにつながるかどうかも明確ではない。現に、現場の消費生活相談員の中から新たな資格試験を必須とした創設に対し、果たして指定消費生活相談員の適正な判定ができるのかとの疑問や、逆に相談員間の差別化につながるのではとの戸惑いの声も上がっている。</p> <p>・消費生活相談員の資格については、一定のレベルを判定する試験等は不可欠と思われるが、各都道府県の消費生活相談員の任務については長年の経験が蓄積されはじめて、身につくものであり、試験を優先することで適切な判定ができるものではないと考える。</p> <p>・指定消費生活相談員制度を創設するにしても、画一的に試験合格を条件とするのではなく、市町村支援任務の一定期間の実務経験を重視すべきである。</p> <p>【2】消費生活相談員の処遇の確保について 該当箇所：③その他の適切な人材及び処遇の確保に必要な措置 P 2 6</p> <p>①・ガイドライン(案)では、いわゆる「雇止め」の見直し以外の「その他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置」とは、給料や報酬等における処遇を想定しているとしているが、具体的な内容には触れていない。</p> <p>②・参酌すべき適切な処遇(給料・報酬)が示されない中で国から人件費を含む行政経費の削減を求められている都道府県や市町村に処遇改善の措置を求めても実現性が低い。</p> <p>・法律で専門職として位置づけしたのであれば、雇用形態勤務形態等によるいくつかのパターンについて、適切と思われるモデル的な給料や報酬の額をガイドラインの中で示すべきである。</p> <p>【3】消費者安全確保地域協議会について 該当箇所：2. 地域体制の構築</p> <p>(1)消費者安全確保地域協議会 (2)消費生活協力団体・消費生活協力員 P 2 8～4 0</p> <p>①・消費者安全法の改正に伴い、消費者安全確保地域協議会の仕組みや設立・運営等について具体的にガイドライン</p>
--	--

<p style="text-align: center;">意見</p>	<p>(案)を示したことは一定の前進であり、今後各都道府県に対し地域体制の構築に向けて一層の周知・普及をはかることが不可欠である。</p> <p>②・一方、ガイドライン(案)で懸念されるのは、個人情報に関する秘密保持義務等の規定(以下P33「⑥秘密保持義務」、P37「①構成員における情報管理」、P38「カ 構成員等の秘密保持義務」、P40「消費生活協力団体等の秘密保持義務」等)が、地域協議会づくりのブレーキにならないか懸念されるという点である。</p> <p>・新たに設置される消費者安全確保地域協議会において、法令に基づく個人情報等を扱う場合等は、今回示された秘密保持義務等のガイドライン(案)は必要と思われる。</p> <p>しかし、現実的には、個人情報を扱わない取り組み(厳格な秘密保持義務規定のいらない)も考えられることから、それらの取り組みについての記述も具体的に示すべきである。</p> <p>・いずれにしても、民間の消費生活協力団体等の積極的な参加が不可欠であることから、厳格な規約づくりが先行し消費生活協力団体等が参加に二の足を踏むことにならないような消費者安全確保地域協議会のガイドラインづくりを進めるべきである。</p>
---------------------------------------	--